

尼崎市営住宅等管理業務標準仕様書 正誤表

更新日	箇所	誤	正
令和7年8月18日	P.13 3 市営住宅等の維持管理に関すること (9) 業者選定及び発注等に関すること ウ 月例報告	・修繕工事について、月例報告書を<u>翌月の10日まで</u>に市に提出する。 ・完成及び支払いを証明できるもの（領収書、工事完成写真、検査立会い写真等）を<u>翌月の10日までに</u>市に提出する。	・修繕工事について、月例報告書を<u>毎月末から概ね10営業日以内</u>に市に提出する。 ・完成及び支払いを証明できるもの（領収書、工事完成写真、検査立会い写真等）を<u>毎月末から概ね10営業日以内</u>に市に提出する。